

**糸魚川市能生学校給食センター給食調理等業務委託  
プロポーザル企画提案審査基準**

## 1 基本的な考え方

本業務の受託候補者の決定にあたっては、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーション・ヒアリングでの説明、質疑応答により各提案者の審査項目について選定委員会が評価・協議し、契約候補者の順位付けを行う。

## 2 審査項目及び評価基準

### (1) 審査項目

審査項目は、以下のとおりとする。

| 審査番号 | 審査項目             |
|------|------------------|
| 1    | 事業者の理念、経営状況、業務実績 |
| 2    | 業務遂行能力           |
| 3    | 安全衛生管理           |
| 4    | 危機管理体制           |
| 5    | 業務委託見積額          |

### (2) 評価基準

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

| 評価基準      | 評価点数 |
|-----------|------|
| 大いに評価できる  | 4    |
| 評価できる     | 3    |
| 普通        | 2    |
| あまり評価できない | 1    |
| 評価できない    | 0    |

## 3 審査項目の評価の視点

### (1) 学校給食に対する理念・方針・実績（様式第4号、第5号関係）。

- ア 学校給食を教育の一環としてよく理解しており、食の面から児童生徒の教育に携わることの重要性を認識しているか。
- イ 本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。
- ウ 円滑な受託業務遂行のために行った改善例・工夫があるか。
- エ 学校との連携、食育の推進、食材の地産地消に積極的であるか。
- オ 経営状況、財務健全性が良好であるか。

### (2) 業務遂行能力（様式第6号関係）

- ア 円滑な業務遂行に必要な従事者の人員配置・勤務時間となっているか(実務経験、有資格等)。
- イ 従事者の急な休暇・欠員に対する代替要員の確保が十分であるか。

- ウ 従事者の技能・知識向上に必要な教育や研修内容が十分であるか。
- エ 学校給食の質の向上や経費の節減など、事業者の専門的な技術やノウハウに基づいた事業提案がされているか。

(3) 安全衛生管理体制（様式第7号関係）

- ア 「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、事業者が持つ経験やノウハウを生かした衛生管理が提案されているか。
- イ 従事者の感染症・食中毒防止策及び健康管理の内容が十分であるか。
- ウ アレルギー対応食を提供するための方策と事故防止策は十分であるか。
- エ 過去3年より前に安全衛生管理・重大な事故がなかったか。あった場合はその対応が十分であるか。

(4) 危機管理体制（様式第8号関係）

- ア 緊急事態において迅速かつ確実に連絡できる体制が整っているか。また、業務責任者を指揮・管理監督できる組織体制となっているか。
- イ 異物混入の防止策及び混入時に必要な対応が提案されているか。
- ウ 食中毒の防止策及び発生時に必要な対応が提案されているか。
- エ 事故等発生時に必要な対応及び十分な補償内容が提案されているか。
- オ 災害発生時において、委託者に協力し地域に貢献できる内容が提案されているか。

(5) 業務委託見積額（様式第10号関係）

- 提案内容に対して適正な見積額が提案されているか。なお「(5) 業務委託見積額」は、(1)から(4)に対する参考額として考慮し、採点は行わない。

#### 4 契約候補者の決定方法

- (1) 審査は、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング1回により行う。応募資格を有する事業者には、日時、会場などの詳細を別途通知する。なお、資格審査の結果、条件を満たさないと判断した事業者へもその旨を通知する。
- (2) 前記2及び3により各選定委員が採点を行い、各選定委員の得点の合計を総合得点とする。各審査項目において、1点以下で採点した選定委員が委員の過半数を上回る場合には、選定委員会で協議の上、当該提案者を失格とすることができるものとする。
- (3) 契約候補者の決定は、次により行う。
  - ア 前号の総合点数及び業務委託見積額を踏まえ、選定委員会で協議し候補者の順位付けを行い、最高順位を得た者を契約候補者とする。
  - イ 辞退、その他の理由で契約候補者との契約が成立しない場合は、次順位となった事業者を契約候補者とする。